

令和6年栗山町議会定例会5月臨時会議 会議録

令和6年5月24日 午前9時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1番	齊	藤	義	崇	君
3番	重	山	雅	世	君
4番	大	櫛	則	俊	君
5番	堀		文	彦	君
6番	鈴	木	千	逸	君
7番	佐	藤	則	男	君
8番	齊	藤	隆	浩	君
9番	端		師	孝	君
10番	藤	本	光	行	君
11番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

2番	置	田	武	司	君
----	---	---	---	---	---

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局 長	中	野	真	里
事務局 主査	山	内	あ	づ さ

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	橋 場	謙	吾 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	小 南	治	朗 君
総務課広報・防災・情報担当主幹	渡 辺		暁 君
経営企画課 長	篠 田	孝	義 君
経営企画課地域政策担当主幹	田 崎		剛 君
経営企画課行政経営担当主幹	高 野	瀬 大	和 君
税務課長兼出納室長	名 内		隆 君
若者定住推進課長	小 野	寺 さ	ゆ り 君
若者定住推進主幹	高 間	理	香 君
建設課 長	谷 口	良	之 君
建設課技術担当主幹	野 原		修 君

建設課技術担当主幹	向 中 野	宏	樹 君
建設課総務管理担当主幹	本	田	徹 君
産業振興課長	森	英	幸 君
ブランド推進課長	宮	本	孝 之 君
教 育 長	吉	田	政 和 君
学校教育課長	桑	島	克 典 君
学校経営改善室長	太	田	淳 司 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

会期の決定

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

報告第 1 号 令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 3 号）の専決処分について

報告第 2 号 令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 4 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 1 号 栗山町第 7 次総合計画の一部変更について

議案第 2 号 令和 6 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 財産の取得について

議案第 4 号 財産の取得について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長、報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年栗山町議会定例会 5 月臨時会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番端議員、10 番藤本議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、このたびの定例会の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

会期については、議会運営委員会報告のとおり、本日から令和 7 年 4 月 30 日までの 342 日間と決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日から令和 7 年 4 月 30 日までの 342 日間と決定いたします。

なお、今、開会議会の議会期間は本日 1 日間といたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第４、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、報告第１号令和５年度栗山町一般会計補正予算（第１３号）の専決処分について外７件であります。

地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎報告第１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第５、報告第１号 令和５年度栗山町一般会計補正予算（第１３号）の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第１号 令和５年度栗山町一般会計補正予算（第１３号）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億２，５６０万３千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１５１億５，１５１万１千円とするものであります。専決処分をいたしました主な内容は、歳入では町税及び地方交付税の確定見込み等による補正、歳出では２款総務費の財政調整基金積立金の追加等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。５ページをご覧ください。

まず、歳出であります。２款１項１目２４節積立金の８，３８３万４千円の補正は、今後の公債費の償還財源として、今回の補正財源の一部を減債基金へ積み立てるものであります。６目２４節積立金の１億４，１７６万９千円の補正は、後ほ

ど歳入 18 款でご説明いたします一般寄附金の採納、及び 11 款地方交付税の確定に伴う余剰財源を、財政調整基金に積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の令和 5 年度末残高は 15 億 6,800 万円となり、財政推計と比較して、5 億 700 万円の増となっているところであります。8 款 3 項 2 目河川維持費から 5 項 3 目住宅建設費までにつきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

4 ページをご覧ください。

次に歳入であります。1 款 1 項町民税から 6 項入湯税までにつきましては、町税の確定見込みによる補正であります。11 款地方交付税につきましては、特別交付税の収入額確定による補正であります。18 款 1 項 1 目 1 節総務寄附金の 5 万円の補正は、3 月 14 日に中央 4 丁目佐々木愛子氏より頂きました一般寄附金の追加であります。22 款 1 項 6 目土木債につきましては、付記事業の起債額確定による補正であります。

3 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正についてご説明いたします。

1. 変更であります。起債の目的 36. 杵臼川緊急浚渫推進事業債から 38. 公営住宅建設事業債までにつきまして、それぞれ起債額の確定により付記のとおり限度額を変更するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第 1 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第 2 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 6、報告第 2 号 令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第 2 号 令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 7,873 万 1 千円とするものであります。

専決処分をいたしました内容は、歳入では地方債の確定による補正、歳出では事業費の確定に伴う工事請負費の減額に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

まず、歳出であります。1 款 1 項 1 目工業団地造成事業費の 30 万円の補正は、付記工事の事業費の確定による減額であります。

4 ページをご覧ください。

次に歳入であります。4 款 1 項 1 目 1 節工業団地造成事業債の 30 万円の補正は、地方債の確定による減額であります。

3 ページをご覧ください。

第 2 表地方債の補正についてご説明いたします。

1. 変更であります。起債の目的 1. 工業団地造成事業債につきまして、起債額の確定により付記のとおり限度額を変更するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第 2 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第 3 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 7、報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。
町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例は、令和 6 年 2 月 21 日法律第 2 号及び、令和 6 年 3 月 30 日法律第 4 号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第 51 条、第 71 条及び第 139 条の 3 は、町民税等の減免に係る規定で、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定の追加及び用語の整理を行うものであります。

附則第 5 条の 2 は、先般の令和 6 年能登半島地震により、住宅や家財等の資産に

損失が生じた者については、その者の選択により、令和５年中の損失金額として、令和６年度分の個人町民税における雑損控除の適用対象とすることを可能とする規定を追加するものであります。

附則第６条は、法改正に伴う引用条項の整理であります。

附則第７条の５、第７条の６、第７条の７及び第７条の８は、令和６年度の定額減税に係る規定で、令和５年度中の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者について、本人及び扶養親族１人につき１万円を、令和６年度分の町・道民税の所得割の合計額から控除する措置に係る規定を追加するものであります。

附則第８条は、法改正に伴う用語及び引用条項の整理であります。

附則第１０条の２第５項は、法改正に伴い、特定のバイオマス発電設備に対する固定資産税の減額措置に係る特例割合を新たに定めるものであります。附則第１０条の２第９項は、法改正に伴い、都市再生法に規定する一体型滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対する税額の減額措置に係る特例割合を新たに定めるものであります。附則第１０条の２その他各項につきましては、法改正に伴う引用条項の整理等を行うものであります。附則第１０条の３は、新築住宅等に対する固定資産税減額の申告に係る規定で、新築マンション等の認定長期優良住宅の住宅管理者等から必要書類の提出があった場合においては、入居する各区分所有者からの申告書の提出が無くとも、減額措置の適用を受けることができるものとする規定の追加並びに引用条項の整理等を行うものであります。

附則第１１条から第１３条までは、固定資産税の特例措置に係る規定で、令和６年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置を令和８年度まで継続する規定の整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への対応措置として講じていた、令和３年度分の固定資産税に係る課税標準額の据え置き措置、及び令和４年度分の商業地等に係る固定資産税の低減措置に係る規定を削除するものであります。附則第１５条は、特別土地保有税の課税の特例に係る規定で、固定資産税の負担調整措置等に併せ、その適用期間を令和８年度まで延長するものであります。

附則第１６条の３から附則第１７条まで、附則第１８条及び附則第１９条、附則第２０条から附則第２０条の３までは、町民税の課税の特例に係る規定で、法改正に伴い、定額減税の対象となる所得割の額について、分離課税分の町民税の所得割の額を含めるものとする規定を追加するものであります。

附則第１条につきましては、施行日を定めたもので、令和６年４月１日から施行するものであります。附則第２条、第３条及び第４条につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第３号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第４号

○議長（鵜川和彦君） 日程第８、報告第４号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。
町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第４号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例は、令和６年３月３０日法律第４号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。以下、改正条項についてご説明申し上げます。

附則第３項は、法改正に伴う規定の整理であります。附則第４項から附則第９項までは、令和６年度の評価替えに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置を令和８年度まで継続する規定の整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への対応措置として講じていた、令和３年度分の都市計画税に係る課税標準額の据え置き措置、及び令和４年度分の商業地等に係る都市計画税の低減措置に係る規定を削除するものであります。附則第１０項及び第１１項は、法改正に伴う引用条項の整理であります。附則第１項につきましては、施行日を定めたもので、令和６年４月１日から施行するものであります。附則第２項、第３項及び第４項につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第４号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第9、議案第1号 栗山町第7次総合計画の一部変更についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第1号 栗山町第7次総合計画の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

栗山町第7次総合計画の一部変更について、栗山町自治基本条例第25条第3項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第12条第1項及び栗山町議会基本条例第8条第1号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

今回変更させていただく内容は、栗山町学生寮の増設を行うための計画事業1件の追加であります。

本件につきましては、今後、栗山高校女子野球部員による入寮希望の増加が見込まれる中、同校の二間口維持に向けた入学者確保の環境整備として検討を進めてきたもので、今般、既存の学生寮敷地内において、新たに8部屋16人収容の別館の増設を行うこととしたものであります。

それでは、計画の変更内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

政策区分2教育、（1）学校教育、施策④学校施設・設備などの整備におきまして、計画事業「学生寮の計画的な整備を図ります。」を追加するものであります。

なお、別添資料として、計画事業の概要資料を提出しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） まず3点、質問させていただきます。

まず1点目、今日こうして提案があったんですけども、今日まで、変更するにあたってどういう過程を追って今日に来たのかって今まで何をしてきたのかっていうところを知りたいのが1点。

あと2点目、7次総計へ変更することで、町民の福祉増進にどうつながっていくのかということを、町民に分かりやすく説明していただきたいのっていうのが2点。

3点目、私、7次総合計画、前回の議員さんたちの議決で決まっているものだと思うんで、私いなかったんですけども、総合計画っていうのは、結構骨になっていくというかそれをベースにやっていくものだと思うんですけども、まだ2年目

ですよね。2年目なのにこう、簡単に変更をするということで、今後も、いとも簡単にと言ったらあれなんですけれども、総合計画を変更していくのかっていうところの確認をしたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 8番、斉藤隆浩議員の質疑に対する答弁に入ります。

学校経営改善室長。

○学校経営改善室長（太田淳司君） 斉藤議員1点目の御質問でございますが、まずこちらの学生寮の増設につきましては、入寮希望者数が増加ということで、増設をお願いしたいものでありまして、学生寮の定員越えという課題につきましては、第7次総合計画の計画策定時から、計画事業33番の中に、学生寮の定員越えを想定した受入れ方法の検討を位置づけております。

今回栗山高校と連携した努力によりまして、多くの入寮希望を受けるに至ったということで、これも栗山高校の2間口維持に向けて、とてもよい状況かなというふうに思っております。先の全員協議会でも御説明しましたが、この状況を受けまして民間賃貸の住宅の活用を含めまして、ほかの手法も検討しましたが、保護者ニーズへの対応だとか、あと生活面も含めた学生の一体的な生活支援の側面からも寮の増設が最もよい方法と判断しております。

以上のとおり、課題想定につきましては、第7次総合計画の中で、当初から想定していたものということで考えております。

○議長（鵜川和彦君） 町長。

○町長（佐々木学君） 今1点目の御質問につきましては、担当所管のほうから、今回の学生寮の増設に向けての、これまでの経過について御説明をさせていただいたとおりでございます。

それを受けまして、2点目3点目につきまして町全体の考え方っていうか、その辺につきまして私のほうから少し答弁をさせていただきたいと思います。

まず、この事業の町民福祉増進につながっているのかというような趣旨の御質問だったと思いますが、議員も御承知のとおり、町内唯一の高校であります栗山高校、これの存続、しいては、まずは2間口の維持に向けて、これまでも町民挙げて、活動、そして要望活動を進めてきているところでございます。

今回この学生寮、野球部員も入る学生寮の増設につきましては、取組の一環として、私のところに、以前に町の有志の方々から、栗山高校女子硬式野球部の創設について、一つの案として、御提言を頂いたところでございます。それを受けて、かねてより設置をしておりました栗山高校の在り方検討会議、この中で御議論頂いた中で、栗山高校女子硬式野球部の設置に向けて、町を挙げて進めると、そのような経過があったところでございまして、先日も激励会もありましたが、1、2年生の部員合わせて31名ということで、この部員数の確保によりまして、何とか今、栗山高校の2間口維持を実現しているところでございます。これにつきましては、唯

一の高校、地元の高校を守っていく上、しいては、やはり、若者定住の促進、いろんな観点から、十分、この町民福祉の増進につながる、そういう事業であるというふうに認識をしているところでございます。

それと3点目のこの総合計画の変更の考え方について御説明をさせていただきたいと思いますが、やはり、私といたしましては総合計画、これは町の最重要計画でございますので、町民の議論を深めながら、そして議会の議決を頂きながら、策定をした、そういった計画でございますので、この8年間この計画を遵守しながら、そしてそれに伴う財政計画もでございますので、そこを踏まえながら、しっかりとまず、その計画に沿って進めていくというのが町政の基本であるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、基本的な考え方を計画の中に文言としてうたいながら、また、事業費等について計上をまだできていない部分もございます。さらには、時勢、その時々々の社会情勢に応じて、様々な追加の事業施策を進めていかざるを得ない、また進めていく必要があると、そういう判断をしたときには、議会の議決を頂きながら、その計画に追加をして調整を進めていくと、そういうことでありますので、8年間当初をつくったときの計画をガチガチとして、進めていくという、その一つの基本姿勢はありますけれども、その時々々の社会情勢に応じて、また必要な施策が生じてきた場合については、しっかりと議会のほうとも御議論を頂きながら、追加をして、さらには変更なんかも考えられると思いますけれども、この総合計画に載せた上で、この事業を推進していく。そのような考え方でございますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○8番（齊藤隆浩君） 再質問させていただきます。

今3点質問したんですけれども、どちらも、町民への説明を経てないなというのを感じておりました。

第7次総合計画つくるに当たって、計画事業を作成段階から議会審議段階まで段階を経て、総合計画をつくってきたと思うんですね。ただ今回、この変更するに当たっても、当然、町民のアンケートであったりとか、パブリックコメントであったりとか、町民のお話を聞かなければ変更自体が本来できないのではないかなんと思ってるんですけれども、その点について、町側の御意見を聞かせていただきたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 今町のほうで進めているこの総合計画、これの推進に当たりましては、基本となる、条例として、栗山町自治基本条例、そして、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例、この2本があるわけでございます。

その中で、一つずつの政策を追加する場合に、町民のアンケートであったり、パブリックコメントであったり、そういったものをとらなければ、この事業ができないと、そういうようなことではありません。しっかりと、議会のほうと議論をさせていただいて議決を受けた上で進めていくというのが基本の考え方でございます。また条例の趣旨でございます。

しかしながら、この自治基本条例並びに総合計画の策定と運用に係る条例を制定をするときに、町民の皆さんにも、この条例策定に関わっていただいたという経過がございます。その中で、この条例にはそういうことは盛り込んでおりませんが、目安として、このような大規模な事業になってくる、町民全体に関わるような事業が出てくる場合については、丁寧に進めていくというような御意見を付されているところでもございます。その一つの目安として、1億円以上の、事業にかかるというところがあるんですけれども、今回、そういうような事業に該当するということでもありますけれども、私どもとしては、アンケート等はとっておりませんが、まちづくり懇談会等で数度にわたり、町民の皆様にも説明をし、その内容についても、議事録という形で公開をし、もし御意見があれば承ると、そのような体制をつくってきたところでございます。

そのような中で、今言われるような、アンケート、パブリックコメントそういうようなところは踏んではおりませんが、今申し上げたような経過を踏まえながら、十分審議をし、その時々に必要な事業という判断をさせていただきながら、今回、議案提出ということに至ったことでございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 齊藤議員。

○8番（齊藤隆浩君） ということは、今後も総合計画を変更する場合に、町民からの声はさほど聞かずに変更していくということでもいいんでしょうか。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 今再々質問ということではありますが、私ども決してそういう考えはございません。

やはり、今回のような事例、事業もそうではありますが、しっかりと町民の御意見をお伺いしたほうが良い事業、聞かなければならない、必要な事業については、しっかりと町民の皆さんの御意見を頂く機会、町民参加する機会、これを十分担保しながら、事業、町政を進めていきたいと考えております。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

1番、齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 3点僕もあります。

いま1点同僚議員から出た話の一つ増やして、質問予定してなかったんですけど質疑したいなと思うんですけど。そう考えてみたら、僕も審議会にPTAの連合会

長のときに出てて、6次の後期のときにいましたけど、やっぱり道義的責任である以上は、計画に特に審議会があると、進行管理計画の増減まで及んで、委員さんの意見を賜って何回か変更した後に議員になって分かったんですけどその辺りから議会の一般会議で諮っていくっていう手法をとってますよね。とすれば、パブリックコメントですとか、例えば町の懇談会っていうことは、議会も基本条例に付議してるってことは、我々の報告で町でこういうふうに決めただけで町民の皆さんどう思いますかっていうことを、受け取れる仕組みが2本立てであるので構いませんけど、委員さんに対するその2は教育のブランド化をしようという栗山の1番取り柄の技のところを伸ばすっていうことで町の益を得るっていうことになってるはずだから、その説明は僕はやっぱり要るんじゃないかなっていうのが、1点目の質問です。

2点目です。これは計画の変更ということは自分も経験してないので、審議をどうしたらいいかなと思ったんですが、当初全協で説明があったときに自分の計画の変更これ十分必要な事案じゃないかっていう理由の一つにそのときの説明が足りてなかったかもしれないですけど、今答弁にあった33番の事業に、学生寮の生徒が32名いたら、3,800万円程度お金がかかるんじゃないかっていう運営費を見てるんですよ。今の施設増を考えたときに16人の定員の増と見てるから、120万ぐらいの単価だとすると、多分5000万ぐらいのランニングコストいわゆる人が増えることによって起きるものを想定するのはこの計画の中に含まれねばならないかなと思うので、この一部変更についての第1号議案の資料というのは、二本立てで、これが想定されますよとしないと、筋が通らないんじゃないかなって僕は思うんですよ。7次総計の変更の点は、2の教育に対する、大きいくくりで持ってますからアラビア文字を、僕はそう考えるんですけどその点についてということと、今補正の予算にも出てくるからお金の話は後にしようかなと思ったんですけど。

3点目は今言った、この施設整備以外に総管理計画、要は公共施設の総合計画ありますけど、その総合計画も議会に諮る案件で、学生寮の条例ができたの後ですから、条例については議会が認めて学生寮として運用していこうというのは決めるんですけど、多分その総合計画の中の介護福祉学校の、長寿命化計画っていうのも一部変更もしくは考え方を変える必要が僕はあるんじゃないかなと思うので、以上、その3点についてきちっと説明頂きたいなと思います。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

町長今2番目の質問、いいですか。

2番目の質問というのは、進行管理計画の変更のことについて言いましたですね。2番目の質問について。その件もちょっと、論点それている感じしますが、どうですかいいですか。

町長。

○町長（佐々木学君） 今齊藤議員のほうから3点、御質問頂きました。

この総合計画を策定する上では、形としては、基本構想があり、それに付随する進行管理もあるということの中で、当然、総合計画を決定していく上では、策定委員会の皆さん、そして町民の皆さんからも、その振興計画に関わる部分、細かいところも、事業なんかもしっかりと、全てではありませんが、主要な事業については、何度も御説明をして、そしてこの総合計画をつくり上げているというようなところでございます。

その中で、今このようなこの総合計画期間の中で大きな変更が、今回は追加という形ではありますが、出たというところでございます。これにつきましては、基本的な考え方としては議員おっしゃられますとおり、この栗山高校しっかり維持していくというところの基本の考え方は、総合計画に当然あるわけでございます。その中の一つとして、今回、学生寮の増設というような、事業を提案させていただいたと、そのような流れでございます。そのような中で、先ほど同僚議員の答弁で申し上げましたが、私どもとしては、1億以上のかなり大きな事業になっておりますので、しっかりと町民の皆様にも、御説明をしなければならないというようなことで、まちづくり懇談会等の機会を得ながら、御説明をしてきたところでございます。そのような中で、まだ少し、町民皆さんへの説明が足りなかったんじゃないかというような趣旨の御質問でもあるかなと思いますけれども、この関係につきましては、今後総合計画の策定と運用に関する条例の中にも、大きな変更追加があった場合については、町民への説明っていうか、なるべく町民の皆さんの意見を聞く機会を設けるというような、趣旨の条文もございますので、そういったところに照らし合わせながら、これから、もしこのような事案が出れば、説明をもう少ししていきたいなというふうに考えております。

それと二つ目の御質問であります。この事業に伴って、当然入寮者数が増えてくれば、入寮者等の入寮補助の増加等についても、付随をしてくるんじゃないかというようなことでございますが、先日の全員協議会でも御説明しましたとおり、計画で、24名というようなところもありましたけれども、ここが増えていってるわけありますので、今御指摘のとおり、その補助事業については、その分、人数が増えた分増えていくというようなところで認識をしておりますが、この内容については、計画事業No. 40のほうに移行したということで、先日御説明をさせていただきましたところでございます。

今回、この建設に関わる大きな追加をさせていただいたものについては、この総合計画の策定と運用に関する条例の運用の中で該当するであろうということで、議案として提出をさせていただきました。それに付随するところについては、議員の御意見も、御理解をしますところでもありますけれども、今回は議決事項には当てはまらないというような、判断をさせていただいて、新規の追加の部分だけを上げさせていただいたというところでございます。

あと学生寮の関係で、介護学校のほうの事業の関係とも絡んでくるんじゃないかというようなお話もあったわけではありますが、その辺につきましても、事業費の変更という措置も進行管理計画の中で出てくるところもあろうかと思いますので、その辺は、進行管理のほうの変更でしっかりと整理をさせていただきたいと考えております。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 3つありましたが、接触する部分もあるので、ちょっと視点を変えてなんですけど、僕は33番を質問したのは、最初の同僚議員の答弁に33という事業が出たから聞いたんですよ。認識があるんだなっていう話なんですよ。基本構想と基本計画は自分の理解としてはちゃんと包含した政策を発表して、含んでるということだから今回の一部変更というの進行管理計画の議案の資料の1号資料だけを、審議するだけではないんじゃないのかなという意味で質問したんですよ。だから、関連する政策を全てパッケージで基本構想と基本計画に文言でうたわれていて、それ自体の中の一部を変更するっていうことなんですけど、付随する政策が変更するならば説明責任は必要じゃないのかな。例えば僕も全員協議会で質問が足らなかったのかもしれないけど、この短期間だけでやるとそうなるから、もう少し、短期間といえど、熟議したような中身の絵図面みたいのがあると我々はスムーズに納得しやすいものがあるんじゃないかという意味を伝えてるんですよ。そうでないと、一つ一つの計画それぞれそれぞれって言うけど、これはこれ、これはこれって言うけど立てで割れて仕切りをしてたら、もともと町長の掲げてる方針や基本構想っていうのは、みんなで練り上げてつくったピラミッドの頂点にあるような部分だから、僕はこういうときにそういう審議をきちっとしたほうがいいかなということで質問したんです。

もう一つ付け加えますけど、視点を変えないと駄目なんですけど、この一部変更の建物の計画についての、変更点ですけど、令和6年7年8年と前半戦の前期と後期が書いてます残りは空っていうのはちょっと、難しいんじゃないかなと僕は思います。なぜかという、絵図面頂いてますけど全体像としては学生寮の既存に対して増設をするから、例えば、何の工事やってもそうですけど1年目の工事が終わったら、接続の悪い部分とか冷暖房の関係の整備については別の事業できちっとととてるところですけど、この設備に対して、のちのちかかるものっていうのは、単年度一発だけで終わると思えないんです。だから、先を見通した施設利用計画だと聞いているので、僕はこの7年8年もしくは後期にも、めくらめっぽうでお金つけて、出してくださいとは言いませんけど、少しストーリーを決めて、予算措置するのが、役所の計画っていうかその国の事業もとるようですから、その計画じゃないかなと感じるんですけど、いかがでしょうか。

三つやった質問の最後一つにまとめて再質問ということでお願いします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） まず最後の一つに絞ったということではありますが、1つ目、今、再質問で出ましたパッケージの関係であります。

ここにつきましては、私どもも、本体の今回の追加、そしてそれに関わる事業を維持関係に補助関係になりますけれども、そこについては、議案としては、先ほど申し上げましたとおりその基本となる、本体工事の部分を追加として出させていただきました。そこは議決事項というふうな判断をさせていただいております。もしこれからこのような事案が出たときには、やはりそのパッケージとなる関連する事業についても、十分、議会のほうにも、御説明をした中で、議決を頂くためには、やはりどのような変更があって、どのようなほかの事業に影響があるのかっていうパッケージの部分も説明をさせていただきながら、丁寧に、これから進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の考え方については、担当のほうから答えていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（鵜川和彦君） 学校経営改善室長。

○学校経営改善室長（太田淳司君） 齊藤議員2点目の御質問でございしますが、まず、今回一部変更ということでナンバー152番の追加については、記載のとおり、令和6年度に工事の新設の部分の計上をしております。ランニングコスト等の関係につきましては、こちらのほうの維持管理等々ありますので、そちらにつきましては、ナンバー33番のほうに計上をしてくというような形になります。

今後、施設修繕だとか、言われたとおり細かい新設の部分があることに関しては、ナンバー33のほうに計上していくような形ということになります。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

大櫛議員。

○4番（大櫛則俊君） 簡単な質問なんですけども、学生寮っていうのは、栗高野球部のためにあるのか、介護福祉学校のためにあるのか、主軸はどちらに置いているんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

学校経営改善室長。

○学校経営改善室長（太田淳司君） こちら学生寮につきましては、主としては介護福祉学校の学生寮ということで考えております。申し訳ございません。

こちらにつきましては寮は女子寮ということになりますので、介護福祉学校の生徒、それから栗山高校の生徒も入寮するというような形になります。

○議長（鵜川和彦君） 大櫛議員。

○4番（大櫛則俊君） では介護学校の生徒で男子生徒のことはいまだに考えてな

いということによろしいですね。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

学校経営改善室長。

○学校経営改善室長（太田淳司君） 介護学校の男子生徒それから栗山高校の男子生徒につきましては、現状女子寮ということでありますので、今そちらのほうの寮につきましては入寮のことは考えておりません。

○議長（鵜川和彦君） 大櫛議員。

○4番（大櫛則俊君） 今なぜこのような質問をしたかといいますと、実は、学生寮に関するお金の流れについて、今は、計画変わって歳入の部分で入ってくるお金が変わってきたと思うんですけども、以前の計画聞いた中では、介護福祉学校と女子野球部の比率を半々ぐらいに考えていて、それでもって、こういう資金があるからってという話で、歳入の計画が立てて、それをもって歳出っていう形になってきたと思うんですよ。前回の全員協議会で、新しい歳入の仕方になったということで、私は理解して、前の段階とちょっと話変わったから、今の計画のとおりではもちろんいいと思うんですけども、本質的に栗山町の学生寮という意味での、栗山高校女子野球部を主体にするのか、それともあくまでも介護福祉学校の生徒のため、介護福祉学校というのは栗山町立なので、それをメインにして、新たに、栗高女子野球部も入れてもいいんじゃないかという付加価値で持ってくるような計画のつくり方だと思うんですよ。でも、あくまでもメインは、介護福祉学校がやっぱり、町で1番責任を負わなきゃいけない部分だと思うので、そちらのほうも、きちんと計画を立てて、できれば男子生徒もいるというのは現実なので、介護福祉学校町営でやるものをやっぱり軸として考えるのであれば、そういうことも考えて計画を立ててもらえばいいかなと思います。これは返答要りません。私の個人的な意見を述べただけで、それでよろしくをお願いします。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

9番、端議員。

○9番（端師孝君） 1点、お聞きします。

今回の計画の一部変更というのが、今までにめったになかったことだというふうに聞いております。それで、自分、今までの説明の中で、さらにちょっとお聞きしたいのは、今回その追加とした、経緯だとか理由がもしあるんでしたら、説明を頂きたいと思うんですが。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 端議員の御質問であります。これにつきましては先ほど同僚議員の質問にお答えしたとおりでございます。

栗山町におきましては、唯一の高校であります栗山高校を町民総意の中で、この

学校を存続していく、しいては2間口を維持していくと、その町民の思いがあるわけございまして、そこについては、今回、新しい事業の追加ということで、提出はさせていただきましたけれども、栗山高校を維持存続していくための議論というのは、この総合計画の中でもしっかりとこれまで進めてきた案件でございます。

それがこの具体化した事案、事業として、今回提出をさせていただいたということとありますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 端議員。

○9番（端師孝君） 自分の中で、今のお答え頂き、何で、前回そういう中身についても議論して、この短期間のうちに追加をしなければならなかったのかっていうところは、何でなのかなという、僕の中で分からなくて、追加をしなければいけなくなった事情があったのかとか、事業1事業として、もうこれはやっぱり、独立とか追加という形でしなければならなかったのかという、そこら辺のところを説明お願いします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） この栗山高校の、この維持存続に向けたその事業については、既存の中でもこうあるわけでございます。

今回、それを実現していくための、先ほど申し上げましたとおり、具体的な事業として、今回この単独で単独というか、今までの事業と切離して、大きな事業でありますので、今回提案をさせていただいたと、このような仕組みをとらせていただいたというようなことでございます。

この栗山高校、今先ほど申し上げましたとおり、当時、栗山高校の維持存続に向けまして、いろんな議論を進めてきている中で、この事業については載せていたわけではありますが、その当時、具体的な方策というのがまだ、決め兼ねていたといひましようかなかなかこう、効果的な政策っていうのは出されていなかったというのが事実であります。ただそのような中で、栗山高校の在り方検討会議、こういった中でいろんな議論していただきました。栗山高校の2間口を維持していくためには41人以上の生徒の確保が必要なわけであります。

しかしながら、人口減少、そして、少子高齢化の影響がありまして、どんどん子供たちの数が減っていつているという、そういう危惧は、私も含めて多くの町民が持っていたのではないかなというふうに思っております。

このような中で、今回、いろんな御提言を受け、また御協議をさせていただいて、この学生寮を増設ということになったわけではありますが、その前段としては、やはり栗山高校の魅力化のために、女子硬式野球部をつくると。そこに生徒確保、そして2間口維持栗高存続、これを見いだしていこうというのが私どもの結論でございました。そこで具体的な事業として、今回を出させていただいたということでござ

います。そして汲々な期間の中でというようなお話もありましたが、これは在り方検討会議の中で、十分時間をかけて3年4年かけて、議論をしてきた内容でございます。そして私どもとしても、2年前、令和4年時点から、まだ具体的なものではなっておりませんでした。構想段階の中で、しっかりと国のほうとの補助金採択に向けた協議、いろいろと行ってきたわけでございます。それが決定をしたということで、そしてさらに、入寮者も増えてきたという中で、この実施について、学生寮の増設について、このたび判断をさせていただいたということでもありますので、汲々というようなお話もありましたが、私どもとしては十分時間をかけて議論をしてきて、見いだした、具体的な施策が、栗山高校女子野球部の新設であり、この学生寮の増設であるという考え方であると思いますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

3番、重山議員。

○3番（重山雅世君） 2点伺います。

今回、同僚議員の質問にもありましたが、後で出てくる、補正の関係もあります。金額的に1億円を超えるような事業費になったよと。そういう金額の多寡で、こういう追加、出されたのかっていうことと、それと町立の介護学校の存続、それと、栗山高校存続っていうね。すごくもう、本町のまちづくりにとってとても大事な中身で、私は当然必要なことだと思いますね。それで、町長の発言の中にも、今後変更があり得るよと。そういうような発言もあったかと思いますが、今の時点で想定できる変更っていうのはどういうことを想定されておられるのか。

もう今の胸の内っていうか、やっぱり先を見通すということとても大事なので、どういうことを想定してらっしゃるのかなと。がんじがらめの計画じゃないとはつきり言って分かります。この基本、総合計画に、進行していくっていう基本は当然そうです。でも社会情勢の変化とあってありますからね。だから変更はあり得るんだよ。こういう変更というのは想定内の変更だったのかということを含めて、今後の変更あり得るって言ったら、どういうことなのかそれから、金額的に金額が高くなるっていう部分で、こういう追加というのが出されたのか。

その点でお尋ねしたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 1点目の、今回のこの追加の関係でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この総合計画8年間の計画の中で、やはり、議論を積み重ねた上で、そして結論を導き出して後に御提案をするというそういった趣旨の事業も当然あるわけでありまして、今回も、これと同じ、それに該当するような事業であったというふうに、私も考えております。

その中で、目安として当時6次総合計画のときの議会との協議をさせていただ

たときに、どの程度のものであれば、やはりから改めて追加であったと。項目としては含まれているけれども、追加として抜き書きをして、大規模な事業という判断の中で、議決を受ける基準というか、どういうケースなんだということでお話をしたことがありましたが、その当時、事業費で1億以上の大きな事業となった場合、そういった時も、やはり、しっかりと議案として別に提案をして、追加の議決を受けた上で、執行すべきでないかというようなそういうお話しもさせていただいたということもございますし、先ほど来申し上げてますとおりこの、総合計画をつくったときに町民の皆さんにも、策定委員という形で協力をしていただいて、いろんな御提言を頂きました。

さらには、多くの町民の皆さんにも参画をしていただいた大切な、最重要の計画でありますので、私は安易に変更すべきではないというふうに考えておりますけれども、今回の案件については、積み上げてきた中で、当然、計画の中には、かちっところ小項目から事業費から全て載せているものもございますし、検討という形で結論を導き出した上で、後に提案をさせていただくというものも当然含まれているわけであります。それが社会情勢の変化であったり、町のニーズであったり、そういったようなところになってくるわけでありますので、今後につきましても、やはり、一定の判断はさせていただきながら、これからの総合計画の執行、町政の執行に当たっていきたいと考えております。それと、今後の変更の部分ということで、このような同じようなケースが、想定されるのかというような御質問だったかと思いますが、まだここで具体的に、申し述べることはできませんけれども、例えば、今その方針として打ち出しているものとして、これも時代の社会情勢に求められているものでありますけれども、項目としてDXの推進だとか、そういったものは計画の中に盛り込ませていただいているわけであります。ただ、これについても今、十分議論を進めておりますが、いかに重要な、線引きをきちっとしながら、取捨選択をし、計画をしっかりと練って、そして、進めていくというような、そういうこれと同じような、仕組みのものもございますので、そういったものが一つもし今この場で答えれるとすれば、あるかなというふうには考えておりますけれども、いずれにいたしましても、これまでも申し上げております通り、安易な変更は考えておりませんが、しっかりと社会情勢を踏まえ、また町民ニーズを踏まえながら、変更が生じる、追加が生じる場合については、議会のほうと御議論させていただきながら、計画に載せて事業を執行していく、その基本的な考え方のもとで町政を進めていきたいと考えております。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

2 巡目、斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 今回、7次総合計画の変更ということなんですけれども、これが最重要計画、最上位計画というんですかね。当然これが変更されるというこ

とは、学校施設の個別施設計画であつたりとか公共施設管理計画であつたりとか、全ての計画に影響すると思うんですよね。当然こういう、不動産というんでしょうか、持った場合、ランニングコストがかかってくると。そうなると、将来にわたって入ってくる歳入は、大体見込まれている中で、歳出ばかり増えていくと、将来にわたって、財政大丈夫なのかなっていうのが私の素人考えなんですけれども、思ってるんですよね。柔軟に総合計画もこう変えていくという話もありましたので、何かをつくるんだったら何かを削っていかなきゃ駄目だなと思ってるんですけども、そこら辺について町長にちょっと一言、思い聞かせていただきたいなというのが1点。

もう1点、今回この7次総合計画の変更がなければ、この後やるこの第2号の補正予算に関わって国からの補助金がもらえないであつたりとか、事業が実行できないであつたりとか、そういった影響っていうのはあるんでしょうか。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 2点、再質問ありました。

まず1点目の財政上の関係と、この総合計画の追加事業の関係等含めて、お話をさせていただきたいと思います。まず冒頭の今日の専決処分の中で、財政調整基金のお話をさせていただきました。この財政調整基金、これは、突発的な災害だとか、このようないろんな必要事業が出てきたときに、財源が必要になったときに確保していく重要な基金でありますけれども、これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、財政計画では5年度末、10億ということで、これは私がもともと申し上げております、標準財政規模の大体20%ぐらいの基金を保有しておく必要があるということで、お話しした10億ぐらいの残高の見込みだったんですが、これが15億までもう増えてきていると、そんなようなところもございます。

これには、この3月の予算の総括質疑の中で、齊藤副議長さんともいろいろやりとりをさせていただきましたが、やはり、予算の管理を徹底して行っていくと。そういったようなところも基本にしながら、しっかりと、新しい事業が出てきたときには、財源の確保ここもしっかり行っていきながら、なるべく消費の一般財源が出ないような形で、この事業を行うことによって、町財政への影響が生じるようであれば、当然、この執行についてはできないという判断をせざるを得ないというふうに思っております。

今回については、教育委員会を含めた諸行政の努力って言ったらあれでしょうけれども、交付金の確保、過疎債の確保なんかもしながら、一般歳出については極力抑えて、事業を組立てたということがありますので、私としては、今後も財政規律には十分配慮しながら、新しい事業の採択については、判断をしていきたいというふうに考えております。

それで、この財政に及ぼす影響、この事業に対する影響については、今のところ、ほかの事業を削減して、また廃止して、こちらに回すとそのような、整理をしなくても、何とか財政上のやりくりはできるというふうに判断をしているところでございます。

それと、2点目の関係でありますけれども、国の補助金等の採択については、栗山町の総合計画に計上未計上の中で、補助金が採択される採択されないというものはございません。そのほか、まちひとしごとの総合戦略であったり、国から策定が義務づけられた計画に基づく事業であれば、当然その計画に載ってなきゃ駄目だと、そのようなことでございます。

○議長（鵜川和彦君） 他に2巡目ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

8番、斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 先ほどから5点ほど質問させていただいたんですけれども、私、この総合計画の一部変更の中身については、申し上げるつもりはございません。

この変更に至るまでのプロセスとして、余りにも町民を軽視し過ぎている。ここに対して私は、非常に危機感を持っております。やはり町民あってこそその行政運営であり、議会でもあると思ってるんですよね。それを、いとも簡単に町民の意見もさほど聞かずに、変更をするということをそのまま見過ごしてしまうと、議会としての監視能力も疑われてしまうと思っております。

なので私は、やはり、何をするにも必ず町民の意見を聞くと、しっかりと聞くということを、やらなければ、災害別ですよ、災害別ですけど。そうでないものに関しては早急に進めてはいけないと思っております。

なので、私は、この7次総合計画の一部変更について、反対の立場で討論いたします。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ありませんか。

堀議員。

○5番（堀文彦君） 強引ではありましたというところは感じます。ところが、子供たちは既に31名集まり、栗山の子供として、もう既に球場で試合が始まっております。今やってはいけないのは、子供たちを路頭に迷わせることだと考えております。今後、こういった、強引な変更等がないことを約束していただきながら、今、グラウンドで戦っている、汗を流している子供たちのために、この話は進めていかな

ければならない、追い風を出さなければいけないと私は考えております。あわせてこの152番は、学校の寮を建てることで完結しているような表現が聞こえるので、ぜひこれに附帯事項として、町民全体で応援にグラウンドに行けるような情報を流すとか、そういった工夫も1工夫加えていただきたい。一体いつどこで試合が行われているのか。多分、なかなか情報が伝わってこない、高齢者の方はインターネットやSNSじゃ情報はもらえない。そういったことも加えてもらって、せっかく建てるんだったら応援をするということをお願いしたいと思っております。

賛成の立場で話をしています。

ぜひ、町民全体で応援できるような状況を、つくっていただきたいと願っております。

○議長（鵜川和彦君） 次に反対討論ございませんか。

端議員。

○9番（端師孝君） 先ほど同僚議員から、今回の追加が強引で決まったものというような形で話が進むようなものであれば、僕は、強引で決まるようなものだったら、さらには議論を必要じゃないかなと感じます。

まだまだ、すんなりこの追加に関して、賛成できかねるので、私としては反対で討論いたします。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ございませんか。

鈴木議員。

○6番（鈴木千逸君） 賛成の立場で一言申し上げます。

もともと、進行計画33番の中の④の項目の中に、学生寮、定員超を想定した受入れ方法の検討という項目が入っております。

そこでもって不確定要素のある補助金がこの度、めでたく確定したということで、しかもそれはもう億単位の事業になる中で、極めて朗報、これがあったということで、であるならば、億単位の事業でありますので、事業を追加してこれまでの方向性と何らそこに全く方向性の違うものでもございませんので、そういった中で、先ほどから強引強引という言葉があるようですけれども、まち懇などで、これまで周知を重ねてたというのも、議会としても承知しておりますので、であるならば、事業変更が今後の町長の申されるとおりに社会情勢によって変更もありうるということは、ここは重要な形で、議会としても認識しなければなりませんけれども、今般この計画の変更に関しましては、賛成という立場で申し述べます。

○議長（鵜川和彦君） 次に反対討論ございませんか。

では、全体を通しまして討論のある方いらっしゃいますか。

齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 討論というよりは、十分議会でも討議すべきだったんじゃないかなって僕は思います。

意見が出て、ここは議事機関ですからあれですけども、僕は道義的責任って言った部分も通じたと思うし、委員さんが立てた計画についてのものと、それからルールに照らし合わせたときのものっていうのは装備不備されて、きちっと今の意見を含めて、手を講じていただければ、進めるべき事業ということは、同僚議員も言った4つの事業の中に盛り込まれ、4つのアラビア文字の中に盛り込まれてますので、認めていくべき議案かなあとと思いますけど議会の熟議がやっぱり必要だなという案件だったなと思ってます。

○議長（鶴川和彦君） ほかに討論のある方いらっしゃいますか。

○10番（藤本光行君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず賛成反対かっていうところでいえば賛成ということで、今回出された152番の事業を追加するということに関しては、賛成をします。

その前段として、今こういうところで今、賛成反対の討論なので、例えば反対討論を聞いてっていうこともあるんですけども、一つの論点としてその町民説明が足りてないとか強引だとかっていう話が出ましたけれども、ちょっと認識が少し足りないのかなっていうふうに思っていて、やはり今までのずっと流れとかを見てみると、栗山高校をどうやって存続させるのがいいのかっていう議論は本当に前々からやっていて、当然存続させるべきだっていう議論は町民の中でも、本当に、ある意味コンセンサスを得ているものだし、その手法として、いろんなことが言われましたけれども、その中では、一つの、まあ栗山監督にもお世話になってますし、そういうことももう含めて女子硬式野球部っていうのをつくって、少しでも全国から集められるものだったら人も集めて、2間口をきっちり維持してやっていきたいと思いますということに関して、女子硬式野球部が発足したと。そういうところに関して、町民がいやそんなことやっちゃ駄目だよっていうふうなことではなくて、ある意味、後援会もできて、町総ぐるみで応援するっていう体制はできているっていうまず下地があるということが一つと、先ほど鈴木委員もおっしゃいましたけども、33番の総合計画の進行管理計画の中では、当然入寮者は増と見込まれるので、その対応は考えていかなきゃなりませんねっていうことはしっかりうたっていて、その対策として、どういう手法がとれるのか当然民間というのも、あつただろうけど、民間じゃなくて公設で建てましょうって今結論になっているわけですけども、そういう手法を模索したと。そしたら、公設で建てましょうということになっているのが152番の案件、以前僕も申し上げましたけども、一貫して2間口を維持しましょうという考え方がパッケージとして33番の中には含まれているんですけども、けれども、改修っていうところを書いてありますけどもそれは既存の寮に対する改修のことしか書いてなくて、新しくそうやって新設をするのであれば、その高校を運営するっていうソフト事業じゃなくて物を建てるっていうハード事業は意味合いが全然違うので、それを1億円もかけてやるのであれば、新たに152番をつく

ったほうがいいんじゃないですかっていうことを以前申し申し上げましたよね。

それに対して、町長もそういうことで152番ということを立て上げるのであれば、議会での議論も、必ずされるっていうことになりますので、そういう手法もありますよねということで答弁を頂いたと思っています。

こういう、今の場になったっていうことでありますけれども、そういう意味では、今、いろんな地方の中の町民の考え方っていうのは少しずつ流れとして基本的にあってね、強引だとか、町民合意が全然取れてないだとかっていうことで僕はないと思っていますし、そこをやって、寮を町でつくって、2間口維持にこれからも町が、しっかりやっていくんだという姿勢を見せるということに関しては、先ほどの補助金のことも含めて、これからの財政の問題も考えた上であっても、やるべきだになっていうふうに僕は考えておりますので、賛成ということで討論をさせていただきます。

○議長（鵜川和彦君） ほかに討論のある方いらっしゃいますか。

なければ、討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号 栗山町第7次総合計画の一部変更について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第1号は原案どおり決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（鵜川和彦君） 再開いたします。

◎議案第2号

○議長（鵜川和彦君） 日程第10、令和6年度栗山町一般会計補正予算（第2号）についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第2号 令和6年度栗山町一般会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,187万円を追加し、歳入歳出

の総額をそれぞれ１００億８，７６８万２千円とするものであります。

補正の主な内容は、２款総務費におきまして、くりやま移住促進協議会交付金の追加に係る補正であります。

６款農林水産業費は、寄附採納に係る財源振替であります。

１０款教育費は、学生寮増設事業に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 副町長。

〔副町長 橋場謙吾君登壇〕

○副町長（橋場謙吾君） それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

５ページをご覧ください。

まず、歳出であります。２款１項２２目１８節負担金補助及び交付金の１３６万８千円の補正は、本町への移住を検討されている方を対象とした「くりやまの暮らしを知るセミナー移住体験プログラム」事業を実施いたします、くりやま移住促進協議会に対する交付金の追加で、全額、一般財団法人地域活性化センターからの助成金を受けて実施するものであります。

６款１項５目農業担い手育成費は、後ほど歳入１８款でご説明いたします企業版ふるさと応援寄附金の受納に伴う財源振替であります。

１０款１項６目学生寮費の１億１，０５０万２千円の補正は、栗山高校女子野球部員の増加等により部屋数の不足が生じている学生寮について、既存施設の敷地内に新たに増設する別館整備事業に係るもので、内訳につきましては、１１節役務費で、建築確認申請手数料６万２千円、１４節工事請負費で、学生寮増設工事１億１，０４４万円で、国庫補助金の充当のほか、これまでに栗山高校女子野球部への支援として受納しておりました一般寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金等を活用して実施するものであります。

４ページをご覧ください。

次に、歳入であります。１５款２項５目１節教育総務費補助金の４，８１０万円の補正は、歳出１０款でご説明いたしました学生寮増設事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金であります。

１８款１項１目１節総務寄附金の５０万円の補正は、４月３０日に岩見沢市道央興産株式会社代表取締役植田雅織氏より頂きました企業版ふるさと応援寄附金であります。

１９款１項１目１節財政調整基金繰入金の２，１５３万７千円の補正は、歳出１０款でご説明いたしました学生寮増設事業の財源として繰入を行うもので、過年度に受納した一般寄附金７３０万円のほか、今回の補正に係る財源調整として１，４２３万７千円の繰入を行うものであります。

3 目 1 節ふるさと応援基金繰入金の 9 9 6 万 5 千円の補正は、歳出 1 0 款でご説明いたしました学生寮増設事業の財源として、過年度に受納した企業版ふるさと応援寄附金を繰入するものであります。

2 1 款 5 項 2 目 2 節雑入の 1 3 6 万 8 千円の補正は、歳出 2 款でご説明いたしました、くりやま移住促進協議会が実施する「くりやまの暮らしを知るセミオーダー移住体験プログラム」事業に係るもので、一般財団法人地域活性化センターからの助成金であります。

2 2 款 1 項 8 目 1 節教育総務債の 3, 0 4 0 万円の補正は、歳出 1 0 款でご説明いたしました学生寮増設事業に係る町債であります。

3 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正についてご説明いたします。

1. 追加であります、起債の目的 4 9. 学生寮増設事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、付記の内容でお願いするものであります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤隆浩議員。

○8 番（斉藤隆浩君） 先ほどの第 1 号議案に続いて、私基本的の中身に対しては、反対をしてないわけでありまして、今回学生寮を建てるに当たりまして 1 億 1, 0 0 0 万円ほどかかるという中で、どうしても、町民の中には、この金額だけが走ってしまってそんなにお金を使ったのかということになると思いますので、中身をちょっと話したいなと思うんですけども、国から 4, 8 0 0 万円の補助金が入って、3, 0 0 0 万円は過疎債、借金なんですけど、後で交付税措置されて栗山町実質手出しなしと。あとそのほか 9 9 0 万は、これは寄附を使っているということで、1 億 1, 0 0 0 万と言いながら、実は、1, 2 0 0 万ほどの栗山町の手出しで今回この寮が建っているということになると思うんですよね。これ大変やっぱこう、できるだけ支出を減らすという中で、頑張ってやっていただけたらと思ってるんですけども、これ、今年はこれでいいと思うんですよ。この先、もう 1 学年、増えるかもしれないとなったときに、また建てますかそれとも、どうするつもりなのかというところを聞きたかったです。

○議長（鶴川和彦君） 斉藤隆浩議員の質疑に対する答弁に入ります。

学校経営改善室長。

○学校経営改善室長（太田淳司君） 斉藤議員の御質問でございますが、来年度、新たに入学入寮する予定の数を見込んで、今回増設ということで考えております。今現状のほうと女子寮の定員につきましては 3 2 名、それから、増設で新たに 1 6

名が入力可能なものとなっておりますので、合わせて48名が入るような予定で考えておりますので、現状来年度入寮する予定の数に間に合うということで、計画しております。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○8番（齊藤隆浩君） ということは今の中でやっていくということで今後、さらなる設備投資とか何ていうんですかね。計画ないと。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

教育長。

○教育長（吉田政和君） 今、寮のほうで48名という話があったんですが、48名では、今旧寮の部分で言いますと32名は入れるようになっていて、そこを女子野球部と介護福祉学校の生徒の半分ずつ分けております。今半分、女子野球部が入っていて、そこであふれたものですから、新たに新設という話になっています。それも、またあふれた場合、今現在クランベリーさんの下宿のほうで、今新1年生がお世話になっているところです。増設する考えは先ほど担当が言ったとおり、これ以上、現状増設する考えはありません。そういう民間の施設の方々との協力関係のもと今後運営していきたいというのが現在の基本的なスタンスになります。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 1点あります。

事業債、地方債についてです。予算を総括して話した理由の一つに、そのときも伝えたかもしれないですけど、令和、予想したくはないけど10年から11年にかけて、人口が減ってきて交付税措置をどういうふうにしていくかっていうときに事業債からの交付税措置があるわけですね。同僚議員が整理してくれたとおり、およそそのとおり、いつも資金繰りされているんですけど、やっぱりその補正のときにいつも質問してますけど、1年間の予算を決めたらそれがやっぱりシーリングっていうか、全体の枠組みを決定したと考えて、先ほども言ったとおり、ほかに付随するパッケージの政策や何かから、予算の変更をかけるか、もしくは他課と協議して、どれかは減らせないのかってやって積み上げた数字じゃないと、補正予算を出し続けるっていうスタンスっていうのは、余りよろしくないっていうか、余りというよろしくないと僕は思ってずっと質問、補正のときしてるんですよ。中身は分かりました。それが進めたいことについても、同僚議員と一緒に僕も激励会に行ってるから進めなきゃならないな、きちっとやらなきゃな、手打たないとなってしまう気持ちは持っているんですけど。その予算シーリングと枠組みに対して、この補正で、出す中身の先少し考え方を聞いておきたいんですけど、お願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） この予算実績管理の関係につきましては、3月の予算委員会の中でも御議論させていただきましたが、私どもの考え方としては、総体の予算規模、こういったものを維持していくというようなところは基本的な考え方としては持っております。

しかしながら、年度途中の中で、このような新しい事業が出た、出したということで、それに匹敵するとか、付随して、他の事業を見直しながら、全体の枠を守っていくというようなところは、現在のところは考えておりません。しっかり、やるべき事業については、議論させていただきながら、そして、総体的な町財政に関わっていくような影響も十分考慮して、やはり先ほどの議論でも申し上げましたけれども、財政の見通しが無い。そして、将来的な町財政に、大きな影響が生じると、そのようなことであれば当然、事業実施についても、再検討とか、取りやめる必要も出てくるかなと思いますが、やはり、これから先の中長期的な財政の状況も踏まえながら、補正の対応をしていくというところの考え方でございます。

ただし、基本的に前回やりとりさせていただいたように、しっかりと予算の実績管理、ここは徹底してやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 再質問一つしてやめますけど僕はこう考えるんですよ。

少しその自分たちが経営をやったりすると、青黄色赤と信号のつき方を持つてゐるわけです。例えば、設備投資が必要なときであったり、原材料費が高くなって今年の予算の中で、何とかやりくりしなきゃなんないかなっていうのを指し示す物差しとして信号機に例えるとそういうふうになるんですけど、多分公の施設でありこの公の行政サービスっていうのは赤字でもきちっと住民のためにやっていかねばならないし、直接的な受益者っていうのは今回は高校のように入られる方が、1番喜ぶとは思いますが、それが回り回って大きい福祉増進のために生きていく政策だと考えれば、そのとおりだし、予算のつけ方としても、国の事業を取った上で、残りは事業債を使えるというカードも切って、十分何ひとつ、ストーリーとしては問題ないんじゃないかと僕も思うんですけど。もう一度だけ、冒頭の補正予算になるから、1度だけきちっと伝えておきたいその目安や物差しについて、少しその議会側からも過去いろいろ話も出てくると思うので、町長の中で、僕の言っていることが変でないとするば、今後気をつけていきたい地方債の増加分だとか、当然それ残り、今回もそういう30年以内の払いになるわけだから、将来負担させるっていうことは間違いなくて、多分受益した人は卒業している我々はもうおじいちゃんどころか棺桶に入ってるかもしれないのでね、そうすると、そのことについての目安だけは、少し持っていただけないかなっていう回答を得たいところですけどどうでしょうか。3月に予算をやって、シーリング値を枠組みを決めたばかりだから、

ちょっとしつこいですが5月にあるので、その辺あたりの目安のものは我々の意見を聞いていただけるという回答頂きたいと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 今年度の、予算執行に当たりまして、考え方というか、見通しも含めてお話をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど御答弁させていただいた、予算の実績管理の関係でありますけれども、今回、補正予算を出す時点で調整をするというようなことではないというお話を先ほどさせていただきました。実際にはそうなんですけれども、実際最終的な段階になって、令和5年度の関係についても、予算は一応5000万ほどの繰越し、これは執行残の部分、歳入増加の部分もありますけど、そういう歳出予算の執行管理もしっかり徹底した上で、必要な支出に努めているところでございますので、その時点で、そういう調整をする方法と、最終的な、決算の段階の中で、この予算実績管理を整えていくというような、財政手法もございますので、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、この予算の審議をしていただいた枠の中で、しっかりその年度の事業なりを執行していくというのが基本であるというふうには考えております。

ただ、当初段階で見通せなかった補正予定事業だとか、社会情勢等々に変化に応じて、出てくることも想定をされますので、その部分については、今、ないとかそういうことは申し上げませんが、そういうときが出てきたときには、しっかりと御議論をさせていただきたいというふうに考えております。

この予算執行に当たっては、しっかり財政規律、そして前にも申し上げましたが、起債の発行というのは、非常に慎重にならなければならないというふうに私も考えております。その一つの目安として、この、例えば日赤とかごみだとか、いろんな、特定の重要政策、これ以外の一般の起債の発行額については、当然その年度の元利償還金の額を超えることのないような、実質的な財政、地方債残高、実質の残高を減らしていけるような、そんなような考え方のもとで、町債の発行というのは心がけてやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

3番、重山議員。

○3番（重山雅世君） 1点質問します。

2款1項22目、若者定住促進の部分で、これ追加になっていきますけれども、ともすれば、隣町の若者の移住定住が報道多くされて耳にするんですけども、現状、本町のこの移住という部分でいうと、空き家などを活用しながらということもあるかと思いますが、先ほど暮らしを知るといようなことのお話もちょうとありま

したが、現状がどうなってるのか、ちょっと改めてこの機会にお尋ねしたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） 重山議員の御質問に対してですけれども、現在の状況、転入者の状況ということでよろしかったでしょうか。

今、去年の私たちの課を通して、移住相談を経てから転入された方というのが、令和５年度は１１組いらっしゃいます。そのほか制度を通してこられた方もいるんですけども、一応相談窓口を通過するという形で、転入された方という形になります。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第２号 令和６年度栗山町一般会計補正予算（第２号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第２号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１１、議案第３号 財産の取得についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第３号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

財産を取得するため地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

取得財産の名称、種類及び数量につきましては、内部情報系システム一式であり

ます。

取得の目的は、職員が業務で使用しております、財務会計システム、文書管理システム、電子決済システム等のサポート期間終了に伴う更新であります。

取得の方法につきましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用するもので、取得予定価格は、３，４６５万円であります。

取得の相手方は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長棚野孝夫であります。

また、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、札幌市中央区北３条西２丁目１０番地２、ＰＦＵＩＴサービス株式会社北海道営業部長工藤政伸であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第３号 財産の取得について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第３号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第４号

○議長（鶴川和彦君） 日程第１２、議案第４号 財産の取得についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第４号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

財産を取得するため地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

取得財産の名称、種類及び数量につきましては、歩道用のロータリ除雪車１台であります。

取得の目的は、除雪業務用で老朽化に伴う更新であります。

取得の方法は、指名競争入札であります。

取得予定価格は、２，６５３万２千円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、９４．９２パーセントであります。

取得の相手方は、札幌市中央区北１条西７丁目１番ナラサキ産業株式会社北海道支社、執行役員北海道支社長小松誠一であります。

入札につきましては、４月２４日に行い指名業者は、ナラサキ産業株式会社北海道支社、株式会社ＮＩＣＨＩＪＯ（にちじょ）、開発工建株式会社、北海道川崎建機株式会社札幌支店の４社であります。

この財産取得の財源内訳につきましては、国庫補助金１，７３０万３千円地方債９２０万円一般財源２万９千円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４号 財産の取得について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会 5 月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第 7 条の規定により、令和 6 年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和 6 年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前 11 時 36 分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員